

第五章 . まとめ

- 1、 県民との協働による島根づくり事業の経過 1 1 3
- 2、 事業の成果の活用状況及び継続について 1 1 3
- 3、 県民と行政との協働について 1 1 4
- 4、 市町村との連携について 1 1 4
- 5、 全体スキーム及び事業のあり方について 1 1 5
- 6、 テーマ設定部門について 1 1 6

第五章、まとめ

1. 県民との協働による島根づくり事業の経過

事業初年度であるH17年度は、第1回(自由提案部門のみ)と第2回(自由提案部門・テーマ設定部門)の提案募集を行い、40件の事業を採択した。

このうち、事業を実施した36件について、まず、平成17年度事業実施者及び事業担当課へのアンケート調査をもとにして、団体と事業担当課との意見交換会を行い、事業実施上の課題、問題点を整理した。

また、3日にわたって検証会を開催し、アンケート調査結果報告、事例発表、一般参加者との意見交換を行い、事業効果や協働の検証、課題解決策を探った。

これらの検討結果をもとに、「県民との協働による島根づくり事業」全体を円滑かつ効果的に実施するための課題や「県民と行政との協働」における今後の方向性などについて取りまとめた。

2. 事業の成果の活用状況及び継続について

【当事者の意見等】

- ・協働を通じて得られた人的財産を活用し交流することが今後の発展につながる。
- ・同様の事業を継続したいが、資金面の事業継続性が課題である。
- ・効果の確認には時間が必要である。

【問題点】

- ・成果を活用し、継続しているという事業が多かったが、事業を契機に団体側の組織が強化された例がある一方で、複数の団体からは資金面の事業継続性が課題としてあげられている。
- ・団体が、行政からの補助金に依存しない自立した活動が望まれており、事業終了後を見通した中長期的な事業展開のためには、安定的な収入基盤や事業を担う人材の確保などの問題がある。

【今後の方向性】

- ・この事業は、団体側からの発案に基づく事業提案の形をとっており、団体側が自主的な立場で事業展開できても、次年度以降の事業継続性を担保するものがなく、事業を継続的に改善し、質的な向上を図るためには、団体側と行政側双方で達成状況を把握し、事業実施効果を共有することで、次期の事業企画や行政の施策等に反映させる必要がある。

3. 県民と行政との協働について

【当事者の意見等】

- ・ 行政との協働により発展できる。
- ・ 協議の回数を密にし、協働体制をとってほしい。
- ・ 県はもっと現場に出向き、共に課題を共有して進めてほしい。
- ・ 「協働」について認識不足であった。

【問題点】

- ・ いずれの事業においても、何らかの形で協働して実施したというアンケート結果が出ており、協働のレベルは様々であるがお互いのスキルを持ち寄ってそれぞれの事業を成し遂げたと考えられる。
- ・ しかし、事業実施前あるいは事業実施中に、団体と事業担当課が、事業内容や役割分担について確認し合う機会が十分でなかったため、協働の捉え方・考え方の相違が生じた事例がみられたことから、十分な情報交換や一緒に知恵と汗を出す機会を創る必要性が指摘された。

【今後の方向性】

- ・ 協働関係とは、団体と事業担当課が円滑なコミュニケーションと協力関係を築くことによって形成されるものである。そのためには、事業の目的や内容に対する事業担当課の理解が不可欠であり、団体と事業担当課の定期的な協議の場を確保し、地域の課題解決に向けてそれぞれが持つ資源を最大限に活かした事業展開が可能となる仕組みを構築する必要がある。
- ・ また、この事業は、協働による相乗効果や住民自治力の向上、職員の意識改革を意図しており、団体・行政ともに、「協働」のあり方について十分理解できるよう、共通認識を醸成する必要がある。

4. 市町村との連携について

【当事者の意見等】

- ・ 県、市町村、地域住民3者が知恵と力を出し合って取り組めば成果が上がる。
- ・ 地元におけるコーディネートを支援してほしい。
- ・ 事業実施における課題解決に協力してほしい。

【問題点】

- ・ 団体の多くは地域で活動していることから、地域の行政との関わりが非常に深い。アンケート結果では、今後、団体が地域づくりを推進していく中で、地域内での連携はもとより市町村との連携が重要であるとの意見や、まちづくりについての意識、目的

を共有し、地域住民を中心に継続可能で効果的な事業を行えるように、お互いが対等に話し合いサポートしていけるような環境づくりが課題となる。

【今後の方向性】

- ・地域における団体の活動のすそ野を広げ、その充実、強化を図るためには、地域社会に密着した基礎的自治体としての市町村の果たす役割が大変重要である。このため、市町村は、地域の実情に応じ支援策を自主的、積極的に推進していくことが期待される。
- ・県民との協働による島根づくり事業や協働研修会を通して、県と市町村が協力して協働の推進に取り組む必要がある。

5 . 全体スキーム及び事業のあり方について

【当事者の意見等】

- ・事業内容で担当課を振り分けるのではなく、近くの関係機関と協働したい。
- ・西部での事業の場合、県庁では細かい協議が出来ず、地方機関の協力を得るシステムを作る必要がある。
- ・企画段階から、県及び関係機関が参加できる仕組みを構築する必要がある。
- ・事業課に対しての十分な説明がほしい。

【問題点】

- ・事業実施と検証作業を通じて、担当課だけではなく地方機関の関与を求める意見が多数あった。県庁から遠い石見部については、この点について検討する必要がある。

【今後の方向性】

- ・行政が持つ資源や情報、果たすことの出来る役割を判断できる材料を身近に提供できる地方機関の関与が必要である。
- ・県民からの事業提案は、地域課題の発掘と解決案の提示が、県民の目線で行われるものであり、また、協働のあり方は、具体的な事例を積み重ねるなかで考えていく問題であることから、この事業の仕組みを活かしながら幅広く協働を推進する必要がある。

6. テーマ設定部門について

【メインテーマ 「安全な生活の確保」設定理由】

県民がそれぞれの地域で安全安心な生活をおくるためには、凶悪化、組織化複雑化する犯罪から県民の生命や財産を守り、暮らしの安全を支える基盤を整備することが重要である。そのためには、行政は積極的に情報発信を行い、「自らの安全は自らで守る」という県民の地域に根ざした活動と連携することにより、地域に密着した活動の推進に早急に取り組む必要がある。

【サブテーマ 1 「消費者被害の未然防止と適切な解決について」】

・ねらい

社会問題となっているヤミ金融、不当請求・架空請求や悪質な住宅リフォーム詐欺などの消費者被害の未然防止を図るために、地域で活動する団体と協働し、講演会、研修会、啓発活動、相談業務等を行うことにより、団体の育成・強化を推進し、消費者問題に取り組む機運の醸成を図る。

・事業効果

消費者センターに寄せられる相談のうち、多重債務などに関する債務の整理方法や住宅問題の専門家の意見を求める相談者に対して、協働した団体が相談を受け持つことで、消費者センターとの役割分担ができ、多くの相談者の要望に応えることができた。

・事業後の継続（展開方向）

団体が専門性を発揮して、消費者被害の未然防止・救済のために継続的に啓発、相談活動を行うことは、県民にとっても有意義なことである。

事業を継続して実施するための予算措置を行い、平成18年度「消費者活動推進事業」の受託団体として継続して活動を行っている。

今後も団体と連携をもち、社会問題となっているヤミ金融、不当請求・架空請求や悪質な住宅リフォーム詐欺などの消費者被害の未然防止を図っていく。

【サブテーマ 2 「“住民の底力”による地域の防犯力の再生」】

・ねらい

地域の人々や既存のボランティア組織、学校等との連携、若い世代を取り込んだ活動で、地域に根ざした「安全で安心なまちづくり」を推進することにより地域の防犯力を再生し、地域コミュニティによる活力ある地域を再生する。

・事業効果

4団体がモデルケースとなる事業を行ったが、県内外への事例の情報発信により、それぞれの事業が地域コミュニティの向上に効果があることが認められた。4団体が実施した事業の中で効果があると認められる主なものは次のとおりである。

安全マップを通じた地域の防犯力の再生（2団体）

子どもの安全に役立つ安全マップの作成事業を2団体が行い、安全マップを作る過程で、大人と子どもはもとより、子ども同士や大人同士等のコミュニケーションの向上にも効果的であることが認められた。また、マップ作りにより「子どもの危険場所を見つける力の向上」「子どもの発表力の向上」等の効果もある。

安全・安心情報の共有による防犯ネットワークの構築（1団体）

地域で活動している防犯ボランティア間における安全・安心情報を共有するため、メーリングリストを用いて防犯ネットワークを構築し、情報の共有を図った。不審者情報等を発信しあうことで地域の安全を高めることができる。

「子ども110番の家」の周知による通学路安全対策（1団体）

子ども110番の家を子ども達に周知させるため、子どもとの交流を図るとともに、「子ども110番の家」にのぼり旗、ソーラーセンサーライトの設置により、昼間や夜間においても存在がわかる対策を推進し、子どもの通学路の安全対策を高めた。

壁画作成による地域防犯力の向上（1団体）

地域における環境浄化が地域の防犯力の向上につながることから、落書きを防止し、安全な通学路(トンネル)づくりのため、高架下のトンネル内で防犯ボランティア、子ども等が協働して壁画を作成した。壁画作成を通じて、地域のコミュニケーションが高まり、地域の防犯力の向上が認められた。

・事業後の継続（展開方向）

県では、「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を平成18年7月に制定し、県民や地域で活動を行う団体や事業者等と相互に連携、協力して安全なまちづくりを推進していくこととしている。

今後、地域の防犯力を再生していくためには、地域コミュニティの向上が不可欠であることから、警察、学校、地域の連携・協働が図られるように今回の事業をモデルケースとして、県下で施策を展開していく。

